

平成 30 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 30 年 8 月 24 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

4 番	中村三千人君	12 番	富崎ますみ君
-----	--------	------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	藤本寿	局長補佐	大中靖
係長	荒木賢司	参事	松本馨
参事	佐々木暁史	主査	大林喜光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 44 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 45 号 農地利用集積円滑化事業規定の変更について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成30年天草市農業委員会第8回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変暑い日が続いておりますけれども、酷暑と乾燥で栗が落ちたとか、柿が落ちたとか部長から聞きましたが、大変ではあると思います。来週には雨が降るようでございますので、栽培ができるのではと思います。暑い中ではございますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○事務局（藤本寿君） 本日は、4番中村委員、12番富崎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、2番稲田委員、5番宮崎委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第41号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） お手元の資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人外1名より、佐伊津町の畑1,745㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北西へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田1,300㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したリップルランドから南東へ約2.0km、青色で着色した松島有明道路の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は福岡県北九州市の譲渡人より、五和町の田540㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから西へ約0.6km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。

転用者は鹿児島県鹿屋市の個人で、有明町の畑453㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した島子小学校から南西へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の南西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を建設し2台分の駐車場及び通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田306㎡を駐車場へ転用する案件する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から北西へ約0.3km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可ができませんが、集落に接続するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、近くにある地区公民館の駐車場が狭く不便なため、10台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。

転用者は大浜町の法人で、丸尾町の田792㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から南東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため、39台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

○9番（本田実君） 9番本田です。写真や動画を見る限り埋め立てているように見えますが。

○事務局（大林喜光君） 現地を確認しましたが、埋め立てではございません。

○9番（本田実君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は小松原町の個人で、小松原町の畑217㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡北幼稚園から東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、4台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりま

せん。既に一部宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。転用者は小松原町の個人で、本渡町の畑2筆272.03㎡を使用貸借により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から東へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を建設し2台分の駐車場及び通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は二浦町の個人で、二浦町の田437㎡を贈与により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧二浦小学校から南西へ約0.8km、青色で着色した県道牛深天草線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 資料②の4ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は新和町の個人で、新和町の田247㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から北西へ約0.3km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可ができませんが、集落に接続するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第44号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) 議第44号について説明します。資料②の5ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が0件、再設定の計画が4件、転貸が0件、合計で4件、総面積は10,463㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の4ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定 4 件につきまして
質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 45 号、農地利用集積円滑化事業規定の変更について
を議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 資料②の 7 ページをお開きください。農地利用集積円滑化事業規程
の変更についてでございますが、農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に
向け、その集積を促進するため、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法により創設され
た事業でございます。

この農地利用集積円滑化事業の中には、農地所有者代理事業と農地売買等事業、研修等
事業の 3 事業がございますが、今回、規程の変更に伴いまして、農地利用集積円滑化団体
の本渡五和農業協同組合及びあまくさ農業協同組合から天草市長あてに農業経営基盤強
化促進法第 11 条の 12 第 1 項の規定に基づき、同法施行規則第 12 条の 10 に掲げる書面が
提出され、農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る承認申請がなされております。

これによって、平成 30 年 7 月 23 日付け天農振第 716-2 号により、天草市長から農業経
営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項の規定に基づき、農業委員会会長あてに審議を求め
る依頼がっております。

今回の農地利用集積円滑化事業規程の変更内容としましては、アンダーライン部分にな
りますが、「県農業会議」が農業委員会のサポート業務を行う指定法人に移行することから、
移行後の「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に文言の修正を行うもの
であります。

この変更に関する新旧対照表を 7 ページ中段以降に記載しておりますので、ご確認いた
だきまして、ご審議の程よろしくお願い致します。説明は、以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませ
んか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の8ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は3件4筆、盛土して畑として利用するというものでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届は2件、携帯電話の無線基地局と高圧送電線の鉄塔用地でした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

午後2時25分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

鶴田雄士

署名委員

福田秀敏

署名委員

宮崎義一

